

令和3年度

働き方改革関連法に関する説明会

日本の世界にも類例を見ない急速な少子高齢化による人口減少、それに伴う労働人口の減少や高齢化など労働の現場でも様々な課題に直面しており、働き方改革の推進が必須となっています。これに対応するため2019年より「働き方改革関連法」が順次施行されており、特に時間外労働の上限規制は中小企業でも、すでに適用されており、その対応は急務となっています。また2024年には、運送業や建設業などの猶予業種へも適用されることとなります。

このような背景から徳島労働局・各労働基準監督署では、「働き方改革関連法」に関する説明会を下記のとおり開催します。参加は無料ですので、是非ご参加ください。

【開催日時等】

対象業種	開催日	時間	開催場所
一般 (建設業、運輸業、 医師以外)	令和3年10月6日(水)	14:00～16:30	オンライン Zoom
	令和3年10月11日(月)	14:00～16:30	オンライン Zoom
	令和3年11月24日(水)	14:00～16:30	オンライン Zoom
	令和3年12月(未定)	14:00～16:30	オンライン Zoom
	令和4年1月(未定)	14:00～16:30	オンライン Zoom
	令和4年3月(未定)	14:00～16:30	オンライン Zoom
運送業	令和3年11月8日(月)	14:00～16:30	オンライン Zoom
	令和3年11月26日(金)	14:00～16:30	オンライン Zoom
建設業	令和4年1月(未定)	14:00～16:30	会場未定(徳島市)
	令和4年2月(未定)	14:00～16:30	会場未定(徳島市)
	令和4年2月(未定)	14:00～16:30	会場未定(三好市)
	令和4年2月(未定)	14:00～16:30	会場未定(阿南市)

【説明内容】

- ・時間外労働の上限規制等について
- ・不合理な待遇差の禁止(同一労働同一賃金)について
- ・育児・介護休業法の改正及び職場のハラスメント防止対策について
- ・働き方改革の推進に向けた支援策について など

【申し込み先】

厚生労働省委託会社大原出版株式会社 働き方改革関連法説明会事務局まで、事前に下記の申込書に必要事項を記入の上、FAX又はメールで申し込みください。

※徳島県内の事業場であれば所在地にかかわらず参加いただけます。

働き方改革関連法に関する説明会申込書(徳島)

【申込先】 大原出版株式会社 働き方改革関連法に関する説明会事務局

【FAX番号】 03-5577-4735

【E-mail】 hatarakikata@mail.o-hara.ac.jp

希望する開催日	
事業場名	
所在地	
申込者	
申込人数(1事業場あたり2名まで)	1名 ・ 2名
電話番号	
E - m a i l	

【ご質問・お問合せ先】

大原出版株式会社

働き方改革関連法説明会事務局

電話: 03-5577-4710 (平日 10:00~17:00)

E-mail: hatarakikata@mail.o-hara.ac.jp